



山形県公報

令和6年3月19日(火)
第487号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出	(農業技術環境課)	…229
○家畜の検査の実施	(畜産振興課)	…231
○同	(同)	…232
○家畜の注射の実施	(同)	…同
○公共測量の終了の通知	(農村計画課)	…233
○同	(同)	…同
○県営土地改良事業計画の決定	(最上総合支庁農村計画課)	…同
○同	(同)	…234
○山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日	(村山総合支庁建設総務課)	…同
○山形県総合運動公園の利用料金	(同)	…235
○中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日	(同)	…250
○中山公園の利用料金	(同)	…同
○公共測量の終了の通知	(県土利用政策課)	…254
○同	(同)	…255
○同	(同)	…同
○道路の占用の制限区域の指定	(道路保全課)	…同
○道路の占用の制限区域の指定の解除	(同)	…256

告 示

山形県告示第178号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形農業協同組合
代表理事組合長 岡崎 輝明
山形市旅籠町一丁目12番地35号
- 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
高橋 広行 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年3月1日	
吉田 邦弘 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
佐藤 隆一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			

山口 正昭 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
高橋 俊一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
樋口 彰史 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
古内 拓己 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
笹原 宏之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
秋葉 達也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
土屋 弘之 玄米、小麦、大豆、そば		
井上 信一郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
結城 直人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
東海林 賢一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
熊谷 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
屋島 正人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
板坂 和広 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
五十嵐 裕平 玄米、小麦、大豆、そば		
寒河江 章 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
渡辺 和則 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
齋藤 恭宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
坂本 健一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
柏倉 聖之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
朝倉 史貴 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
逸見 安博 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
矢萩 信哉 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

山形県告示第179号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のヨーネ病及び蜜蜂の腐蛆病^その発生を予防し、並びに牛のブルセラ症、結核及びアカバネ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、西村山郡河北町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、西置賜郡小国町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のヨーネ病、ブルセラ症及び結核の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のヨーネ病の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛（4から6までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
蜜蜂の腐蛆病 ^そ の検査	採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの
牛のブルセラ症及び結核の検査	1 種付けの用又は搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している輸入牛（2に該当するものを除く。）で別に定める基準日において輸入から1年以上を経過しているもの（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたものを除く。）であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
牛のアカバネ病の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛

4 実施の期日及び場所

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (2) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (3) 牛のブルセラ症の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (4) 牛の結核の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 牛のアカバネ病の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第180号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づく同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状（平成23年農林水産省告示第1865号）第3号に規定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
 - (2) 死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛の死体
- 4 実施の期日及び場所
 - (1) 期日 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所
- 5 検査の方法
酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的
豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している豚及びいのししであつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日及び場所
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所
- 5 注射の方法
皮下又は筋肉内注射

山形県告示第182号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市生石地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年11月21日から同年12月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第183号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市山谷地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年12月4日から令和6年2月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営沢原地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営沢原地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和6年3月22日から同年4月19日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営立小路エボシカケ地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営立小路エボシカケ地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和6年3月22日から同年4月19日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第186号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
陸上競技場 総合体育館 屋内多目的コート	午前9時から午後9時まで	1 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、7月にあつては第1月曜日、8月にあつては第4月曜日 2 12月29日から翌年の1月3日まで
サブグラウンド サッカー場 ラグビー場 運動広場 第3運動広場	午前9時から午後5時まで	
テニスコート 第2運動広場	午前5時から午後9時まで	
野球場	午前5時から午後5時まで	
屋外プール	午前10時から午後6時まで	
		8月の第4日曜日の翌日から翌年の7月の第3日曜日の直前の金曜日まで

2 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第187号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金		
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円		
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円		
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円		
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円		
	映画撮影	1日につき	14,690円		
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1広告物1平方メートル1日につき	1,770円	
	陸上競技場に常時広告物を表示する場合	メインスタンド観覧席最上部フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	52,460円	
		メインスタンド観覧席ゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき		
		フィールドゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき		
		器具庫入口上部	1広告物1平方メートル1年につき		
		ゲートスロープ外壁	1広告物1平方メートル1年につき		
		入場ゲート階段部	1広告物1平方メートル1年につき		
	総合体育館に常時広告物を表示する場合	アリーナ	四隅柱壁上部	1広告物1平方メートル1年につき	52,460円
			車いす席下部	1広告物1平方メートル1年につき	
		屋内プール	壁面	1広告物1平方メートル1年につき	41,970円
			トレーニング室	壁面上部	
	テニスコートに常時広告物を表示する場合	本部席屋根柱		1広告物1平方メートル1年につき	41,970円
	屋外プールに常時広告物を表示する場合	レクリエーションプール	壁面	1広告物1平方メートル1年につき	41,970円

第2運動広場に常時 広告物を表示する場 合	ネットフェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
第3運動広場に常時 広告物を表示する場 合	ネットフェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
屋内多目的コートに 常時広告物を表示す る場合	支柱壁面	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	東側ギャラリー手摺部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 使用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ いちねんパスによる使用の場合

施 設	区 分	利 用 料 金
陸上競技場（主要施設及 び雨天走路に限る。）サ ブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	1人当たり 7,100円
	上記以外の場合	1人当たり 14,200円

（注）陸上競技場（主要施設に限る。）は、12月1日から翌年の3月31日までの期間に限り使用することができる。

ロ 上記以外の場合

(i) 主要施設の利用料金

a b 以外の場合

施 設		区 分		利 用 料 金
陸上競技 場	全部を単 独で使用 する場合	アマチュアスポーツに使 用する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等 のみが使用 する場合 1時間あたり 1,040円
			上記以外 の場合	1時間あたり 2,080円
		入場料金を領 収する場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間あたり 2,080円
			上記以外 の場合	1時間あたり 4,160円

		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		入場料金を領収しない場合	1時間当たり 10,390円
				入場料金を領収する場合	1日当たり最高入場料金の250人分に相当する額（その額が41,550円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、1時間当たり41,550円）
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	21人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 1,040円
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円
				上記以外の場合	1人1時間当たり 50円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	21人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 2,080円
	回数券による使用の場合			1人11時間当たり 1,000円	
	上記以外の場合			1人1時間当たり 100円	
	サブグラウンド	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 490円
			上記以外の場合		1時間当たり 980円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	10人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 490円
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円
上記以外の場合				1人1時間当たり 50円	
上記以外の場合			児童生徒等が使用する場合	10人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 980円
	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円			
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円		
		上記以外の場合	1人1時間当たり 100円		
		回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円		
		上記以外の場合	1人1時間当たり 100円		
総合体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,200円
				上記以外の場合	1時間当たり 2,400円
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 2,440円
				上記以外の場合	1時間当たり 4,880円

		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 12,170円		
			入場料金を領収する場合	1時間当たり 48,690円		
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 600円	
			上記以外の場合		1時間当たり 1,200円	
		4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 300円	
			上記以外の場合		1時間当たり 600円	
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 30円	
			上記以外の場合		1人1時間当たり 60円	
		サブアリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 440円
					上記以外の場合	1時間当たり 880円
	入場料金を領収する場合			児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 930円		
				上記以外の場合 1時間当たり 1,860円		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,620円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,470円	
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 220円			
	上記以外の場合		1時間当たり 440円			
4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 110円			
	上記以外の場合		1時間当たり 220円			
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 30円			
	上記以外の場合		1人1時間当たり 60円			
柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 460円		
			上記以外の場合	1時間当たり 920円		

			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 930円
				上記以外の場 合	1時間当たり 1,860円
		アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,620円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,470円
	半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 230円
		上記以外の場合			1時間当たり 460円
	上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 20円
		上記以外の場合			1人1時間当たり 40円
剣道場	全部を単独 で使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 460円
				上記以外の場 合	1時間当たり 920円
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 930円
				上記以外の場 合	1時間当たり 1,860円
		アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,620円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,470円
	半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 230円
		上記以外の場合			1時間当たり 460円
	上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 20円
		上記以外の場合			1人1時間当たり 40円
屋内プー ル	全部を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 2,020円
		上記以外の場合			1時間当たり 4,040円

		半面を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場 合	1時間当 たり 1,010円
			上記以外 の場合	1時間当 たり 2,020円
		上記以外 の場合	児童生徒 等が使 用する 場合	回数券に よる使 用の場 合 1人11回 当たり 1,400円
			上記以外 の場合	1人1回 当たり 140円
		上記以外 の場合	回数券に よる使 用の場 合	1人11回 当たり 2,800円
			上記以外 の場合	1人1回 当たり 280円
テニスコート			児童生徒等のみが使用する場 合	1面1時 間当 たり 270円
			上記以外 の場合	1面1時 間当 たり 540円
屋外プー ル	レクリエ ーション プール	児童生徒等 が使用 する 場合	20人以上 の団体 で使 用する 場合	1人1回 当たり 340円
			上記以外 の場合	1人1回 当たり 400円
		上記以外 の場合	20人以上 の団体 で使 用する 場合	1人1回 当たり 680円
			上記以外 の場合	1人1回 当たり 800円
50メー トルプー ル		全部を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場 合	1時間当 たり 1,840円
			上記以外 の場合	1時間当 たり 3,680円
		上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場 合	1人1回 当たり 100円
			上記以外 の場合	1人1回 当たり 200円
サッカー場			児童生徒等のみが使用する場 合	1時間当 たり 530円
			上記以外 の場合	1時間当 たり 1,060円
ラグビー場			児童生徒等のみが使用する場 合	1時間当 たり 530円
			上記以外 の場合	1時間当 たり 1,060円
野球場			児童生徒等のみが使用する場 合	1時間当 たり 530円
			上記以外 の場合	1時間当 たり 1,060円
運動広場		全部を使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場 合	1時間当 たり 380円
			上記以外 の場合	1時間当 たり 760円

	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 190円	
		上記以外の場合			1時間当たり 380円	
	第2運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 520円
			上記以外の場合			1時間当たり 1,040円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 260円	
		上記以外の場合			1時間当たり 520円	
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 530円	
		上記以外の場合			1時間当たり 1,060円	
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 530円	
		上記以外の場合			1時間当たり 1,060円	
屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,920円	
				上記以外の場合	1時間当たり 3,840円	
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 3,860円	
				上記以外の場合	1時間当たり 7,720円	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 19,310円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 77,220円	
	4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,440円	
		上記以外の場合			1時間当たり 2,880円	
	3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,280円	
		上記以外の場合			1時間当たり 2,560円	
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 960円	
		上記以外の場合			1時間当たり 1,920円	

	3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 640円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,280円
	4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 480円
		上記以外の場合	1時間当たり 960円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 40円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 80円

b 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を提示して個人で利用する場合

施設		区分		利用料金
陸上競技場	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
総合体育館	アリーナ	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 30円	
	サブアリーナ	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 30円	
	柔道場	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	剣道場	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	

	屋内プール	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 700円
			上記以外の場合	1人1回当たり 70円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 1,400円
			上記以外の場合	1人1回当たり 140円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 200円
		上記以外の場合		1人1回当たり 400円
	50メートルプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 50円
		上記以外の場合		1人1回当たり 100円

(ロ) 附属施設及び器具の利用料金

a b以外の場合

区 分			単 位	利 用 料 金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合		100円	
	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	40円	
		上記以外の場合		90円	
	会議室		1室 1時間につき	160円	
	温水シャワー		1回につき	110円	
	放送設備		1時間につき	430円	860円
	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
陸上競技用具		1品 1時間につき	20円		
		一式 1時間につき	1,850円		
夜間照明施設		1,500ルクスの照明 1時間につき	32,000円	160,010円	

			1,000ルクスの照明 1時間につき	21,340円	106,660円
			750ルクスの照明 1時間につき	16,010円	80,010円
			300ルクスの照明 1時間につき	6,400円	32,000円
			150ルクスの照明 1時間につき	3,200円	16,010円
	電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1時間につき	5,970円	9,910円
		入場料金を領収する場合		9,910円	17,780円
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
	陸上競技用具		1品 1時間につき	20円	
			一式 1時間につき	1,500円	
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	500円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	50円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	1,000円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	100円
	体力測定室	児童生徒等が使用する場合		1人 1回につき	60円
		上記以外の場合			110円
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人 1泊につき	460円
		上記以外の場合			940円
	浴室	回数券による使用の場合		1人 11回につき	1,100円
		上記以外の場合		1人 1回につき	110円
温水シャワー			1回につき	110円	
洗濯機			1回につき	100円	
衣類乾燥機			1回につき	100円	

大会議室	1室を単独で使用する場合		1時間につき	320円	
	2分の1室を単独で使用する場合			160円	
会議室			1室 1時間につき	140円	
和会議室			1室 1時間につき	150円	
大会議室の放送設備			1時間につき	30円	
アリーナ	展示ロビー	入場料金を領収しない場合	1時間につき	140円	
		入場料金を領収する場合		590円	
ホワイエ	入場料金を領収しない場合		1時間につき	390円	
	入場料金を領収する場合			1,550円	
会議室A 1			1室 1時間につき	140円	
会議室A 2			1室 1時間につき	140円	
会議室A 3			1室 1時間につき	60円	
会議室A 4			1室 1時間につき	120円	
舞台音響設備			1時間につき	1,030円	2,060円
放送設備			1時間につき	430円	860円
得点表示板			1時間につき	270円	
バスケットボール用具			一式 1時間につき	140円	
バレーボール用具			一式 1時間につき	50円	
バレーボール用タラフレックスコート			一式 1時間につき	220円	
テニス用具	シートを使用する場合		一式 1時間につき	160円	
	上記以外の場合		一式 1時間につき	50円	
バドミントン用具	シートを使用する場合		一式 1時間につき	140円	
	上記以外の場合		一式 1時間につき	30円	
卓球用具			一式 1時間につき	30円	

		ハンドボール用具	一式 1時間につき	50円	
	体操競技 用具	平行棒	一式 1時間につき	40円	
		ゆか	一式 1時間につき	130円	
		平均台	一式 1時間につき	50円	
		新体操	一式 1時間につき	280円	
		上記以外の種目	一式 1時間につき	30円	
		全種目	一式 1時間につき	850円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
	レスリング用具	一式 1時間につき	210円		
	つなひき用具	一式 1時間につき	210円		
	ポータブルステージ	一式 1時間につき	650円	1,300円	
		1台 1時間につき	10円	20円	
	スタッキングチェア	1脚 1日につき	10円	20円	
	フロアシート	1枚 1日につき	50円	100円	
サブアリーナ	舞台音響設備	1時間につき	200円	400円	
	放送設備	1時間につき	110円	230円	
	バスケットボール用具	一式 1時間につき	140円		
	バレーボール用具	一式 1時間につき	50円		
	バドミントン用具	一式 1時間につき	30円		
	卓球用具	一式 1時間につき	30円		
	トランポリン用具	一式 1時間につき	100円		
	低式平均台用具	一式 1時間につき	30円		
	とび箱用具	一式 1時間につき	30円		
柔道場 剣道場	放送設備	1時間につき	30円	60円	

		柔道用具	一式 1時間につき	30円	
		空手用具	一式 1時間につき	160円	
	屋内プール	放送設備	1時間につき	40円	80円
		会議室P 1	1室 1時間につき		270円
		会議室P 2	1室 1時間につき		60円
テニスコート	温水シャワー	1回につき		100円	
	会議室	1室 1時間につき		640円	
	放送設備	1時間につき	70円		
	夜間照明施設	テニスコート1面の照明1時間につき	740円		
		テニスコート1面の照明30分につき	370円		
屋外プール	会議室	1室 1時間につき		680円	
サッカー場	温水シャワー	1回につき		100円	
	放送設備	1時間につき	50円		
野球場	スコアボード	1時間につき	570円		
	放送設備	1時間につき	50円		
運動広場	運動用具	1競技一式 1時間につき	100円		
第2運動広場	夜間照明施設	全灯使用1時間につき	3,600円		
		全灯使用30分につき	1,800円		
		1/2灯使用1時間につき	1,800円		
		1/2灯使用30分につき	900円		
屋内多目的コート	会議室	1室 1時間につき		120円	
	放送設備	1時間につき	50円	100円	
	テニス用具	一式 1時間につき	50円		

ミニサッカー用具	一式 1時間につき	100円	
ゲートボール用具	一式 1時間につき	50円	
ハンドボール用具	一式 1時間につき	50円	

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の料金の額に200円を加算した額とする。

b 障害者手帳を提示して個人で利用する場合

区		分		単 位	利用料金
陸上競技場	雨天走路	児童生徒等が使用する場合		1人 1時間につき	20円
		上記以外の場合			40円
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	200円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	20円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	500円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	50円

(ハ) 電気消費及び冷暖房加算額

区		分		単 位	加 算 額
アリーナ	電気	全灯使用		1時間につき	4,140円
		フロア及び観覧席全灯使用		1時間につき	3,540円
		フロア全灯使用		1時間につき	2,240円
		フロア1/2灯使用		1時間につき	1,120円
		フロア1/3灯使用		1時間につき	740円
		フロア1/4灯以下使用		1時間につき	560円
		舞台照明装置		1時間につき	1,820円
		持込機器電源			実費相当額
	暖房	全館		1時間につき	13,220円
		フロア及び観覧席		1時間につき	11,750円
		フロア		1時間につき	11,440円

	冷房	全館	1時間につき	12,170円
		フロア	1時間につき	11,220円
サブアリーナ	電気	全灯使用	1時間につき	770円
		フロア全灯使用	1時間につき	720円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	360円
		フロア1/3灯使用	1時間につき	240円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき	180円
	持込機器電源		実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	1,840円
冷房	フロア	1時間につき	1,800円	
柔道場	電気	フロア	1時間につき	530円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	300円
		持込機器電源		実費相当額
	暖房	フロア	1時間につき	790円
剣道場	電気	フロア	1時間につき	480円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	260円
		持込機器電源		実費相当額
	暖房	フロア	1時間につき	750円
屋内多目的コート	電気	全灯使用	1時間につき	3,480円
		3/4灯使用	1時間につき	2,610円
		1/2灯使用	1時間につき	1,740円
		1/4灯使用	1時間につき	870円
	持込機器電源		実費相当額	

備考

- 1 いちねんパスの有効期限は、発行日から発行年度末日までとする。
- 2 この表において「入場料を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者

からその入場の対価を領収する場合をいう。

- 3 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第188号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
野球場	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
第2野球場	午前5時から午後7時まで	
運動広場	午前5時から午後7時まで	

2 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第189号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、中山公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,770円
	野球場に常時広告物を表示する場合	バックネット吊り下げ用支柱	1広告物1平方メートル1年につき

	外野フェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	52,000円
	内野フェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,500円

備考1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

施設	区 分			利 用 料 金				
				午前9時 前の時間	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後5時 以降の時 間
野球場	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を 領収しない 場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当 たり 1,050円	3,250円	4,250円	8,600円	1時間当 たり 1,050円
			上記以外の 場合	1時間当 たり 2,100円	6,500円	8,500円	17,200円	1時間当 たり 2,100円
		入場料金を 領収する場 合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当 たり 2,100円	6,500円	8,500円	17,210円	1時間当 たり 2,100円
			上記以外の 場合	1時間当 たり 4,200円	13,000円	17,000円	34,420円	1時間当 たり 4,200円
	アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合（職業野 球に使用す る場合を除 く。）	入場料金を 領収しない 場合	平日の場合	1時間当 たり 3,250円	7,240円	10,700円	19,210円	1時間当 たり 4,820円
			土曜日等 の場合	1時間当 たり 3,990円	8,600円	12,690円	22,930円	1時間当 たり 5,670円
		入場料金を 領収する場 合	平日の場合	1時間当 たり 13,010円	28,960円	42,810円	76,800円	1時間当 たり 19,310円
			土曜日等 の場合	1時間当 たり 15,940円	34,420円	50,790円	91,710円	1時間当 たり 22,660円
職業野球に 使用する場 合	入場料金を領収しない場 合		1時間当 たり 19,410円	43,340円	64,110円	114,370円	1時間当 たり 28,750円	
	入場料金を 領収する場 合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人に相当する額（その額が337,870円に満たない場合は、337,870円）					
		土曜日等 の場合	1日当たり最高入場料金の400人に相当する額（その額が445,940円に満たない場合は、445,940円）					

第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 430円	1,350円	1,770円	3,550円	1時間当たり 430円
		上記以外の場合		1時間当たり 860円	2,700円	3,540円	7,100円	1時間当たり 860円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,670円	3,620円	5,340円	9,580円	1時間当たり 2,380円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,950円	4,290円	6,380円	11,410円	1時間当たり 2,820円
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 360円	1,080円	1,440円	2,880円	1時間当たり 360円
			上記以外の場合	1時間当たり 720円	2,160円	2,880円	5,760円	1時間当たり 720円
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円	510円	680円	1,360円	1時間当たり 170円
			上記以外の場合	1時間当たり 340円	1,020円	1,360円	2,720円	1時間当たり 340円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,070円	2,520円	3,700円	6,710円	1時間当たり 1,670円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,350円	3,090円	4,560円	8,250円	1時間当たり 2,090円

（注）野球場を職業野球に使用する場合（入場料金を領収しない場合に限る。）の利用料金については、この表により算出した額が1日につき146,900円を超える場合には、146,900円とする。

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分					利 用 料 金	
					アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
野球場	室内練習場	1室を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間につき	440円	1,450円
			上記以外の場合		720円	

	上記以外 の場合	幼稚園の幼児、 小学校の児童若 しくは中学校の 生徒又はこれら に準ずる者が使 用する場合	午前9時から 正午まで、午 後1時から午 後5時まで及 び午後5時か ら午後9時ま で、それぞれ 1人1回につ き	50円	
		高等学校の生徒 又はこれに準ず る者が使用する 場合		70円	
		児童生徒等以外 の者が使用する 場合		130円	
合宿所	児童生徒等が使用する場合	1人 1泊につき		370円	
	上記以外の場合			490円	
会議室		1室 1時間につき		300円	590円
浴室		1回		1,750円	2,180円
温水シャワー		1回		1,470円	1,760円
食堂		1時間につき		300円	590円
ちゅう 厨房		1賄いにつき		580円（1賄い 日につき1,160 円を超える場合 は、1,160円）	1,150円（1 賄い日につき 2,320円を超え る場合は、2,320 円）
スコアボード		1時間につき		700円	1,400円
放送設備		1時間につき		440円	880円
ピッチングマシン		1台 1時間につき		440円	
夜間照明施設		全灯使用 1時間につき		24,130円	155,290円
		2/3灯使用 1時間につき		15,940円	
		1/2灯使用 1時間につき		12,070円	
		1/3灯使用 1時間につき		7,970円	

第2野球場	スコアボード	1時間につき	220円	440円
	放送設備	1時間につき	220円	440円

（注）合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の利用料金の額に200円を加算した額とする。

ハ 電気消費及び暖房加算額

区 分			単 位	加算額	
電気	室内練習場	1室を単独で使用する場合	全灯使用	1時間につき	3,500円
			1/2灯を超え3/4灯以下使用		2,620円
			1/2灯以下使用		1,750円
	上記以外の場合		1人1回につき	110円	
	会議室		1室1時間につき	190円	
ラジオ放送用、テレビジョン放送用電源装置			実費相当額		
暖房	合宿所		1人1泊につき	370円	
	会議室		1時間につき	190円	

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第190号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施した地域
酒田河川国道事務所管内（最上川16.0k～30.8k）
（酒田市竹田～最上郡戸沢村古口）
- 公共測量を実施した期間
令和5年7月4日から同年12月22日まで
- 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深）

山形県告示第191号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
横川ダム（西置賜郡小国町の一部）
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年9月25日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ計測）

山形県告示第192号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄国道維持出張所管内、尾花沢国道維持出張所管内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年7月20日から令和6年2月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

山形県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。
なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において令和6年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 制限する道路の路線名及び区間

道路の種類及び路線名		占用を制限する区域
主要 地方 道	山形天童線	天童市大字乱川589番8から同市大字乱川598番3まで
	寒河江村山線	西村山郡河北町谷地字東328番2から東根市大字松沢字平内258番5まで
一 般 県 道	東根尾花沢線	東根市神町南一丁目9337番2から同市神町南一丁目9087番86まで
	木地山九野本線	長井市平山字荒川2946番1から同市九野本字伊勢堂2227番1まで
	曲川新庄線	新庄市本町38番3から同市大字金沢字中関屋737番2まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由
災害が発生した場合に、電柱の倒壊等により緊急車両等の通行や住民の避難が妨げられ、被害が拡大すること

を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和6年4月1日

山形県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定による道路の占有を制限する区域の指定を次のとおり解除する。

なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において令和6年3月19日から同年4月2日まで縦覧に供する。

令和6年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

道路の種類及び路線名		指定を解除する区域
一般国道	458号	東村山郡山辺町大字大寺字竹ノ花4035番から同町大字大寺字竹ノ花3962番まで
主要地方道	長井大江線	西置賜郡白鷹町大字高玉字西遅沢1559番9から同町大字高玉字谷地田1642番2まで
	上山蔵王公園線	上山市小倉字大森1968番2から山形市蔵王温泉字清水坂935番19まで
	山形永野線	山形市大字土坂字荒屋敷456番1から同市蔵王温泉字ドス平1138番34まで
一般県道	遊佐停車場藤崎線	飽海郡遊佐町遊佐字京田69番3から同町遊佐字舞鶴204番9まで
	高玉広野線	西置賜郡白鷹町大字高玉字宮ノ前996番2から同町大字広野字新町二2365番4まで
	勸進代舟場線	長井市五十川字袋6014番2から同市成田字町屋川原1031番1まで
	向町最上西公園線	最上郡最上町大字月楯字下川原25番42から同町大字大堀字蟹ノ又1360番1まで
	吹浦酒田線	飽海郡遊佐町北目字蟻塚80番3から同町菅里字菅野南山37番14まで

2 指定の解除に係る占有物件

新たに地上に設ける電柱

3 指定を解除する理由

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められないため。

4 指定を解除する期日 令和6年4月1日